実務経験に該当しない業務の例示(参考)

○以下の経歴については、実務経験に該当する職務ではありませんので御注意ください。

1 都道府県の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	実務経験に該当しない例
農業改良助長法第12条第1項の「普及指 導センター」	・同法第12条第2項各号の業務以外の業務(事務職員 等)
農業改良助長法第4条の「都道府県試験 研究機関等」	・都道府県立試験研究機関で研究職俸給表の適用を受けない職員又は地方独立行政法人の研究職員以外の職員としての業務(事務職員等)・試験場の農場員、研究員助手が行う栽培管理業務・収量調査・機械の試作等の研究補助
農業改良助長法第7条第1項第5号の 「農業者研修教育施設」	大学校等でのほ場管理・研究補助 ・大学校、農業短期大学校のほ場管理・生産技術の実践教育 大学校等での組織の管理運営事務 ・県立農業大学校の教務課長が行う組織の管理運営事務
都道府県立高等学校	・事務職員としての業務 ・普通教育に区分される家庭科を担当する教員として の業務
都道府県立大学 (短期大学を含む)	・学部生としての研究 ・大学の技術職員が行う付属農場でのほ場管理・栽培 管理や研究補助
植物防疫法第32条第1項の「病害虫防除 所」、家畜保健衛生所法第1条第1項の 「家畜保健衛生所」	・事務職員としての業務
上記以外の機関等であって、農畜産物又 は農業生産資材の検査・検定、農作物・ 家畜の生産・展示を任務とするもの	・農畜産物又は農業生産資材の検査・検定業務 ・農畜産物・家畜の生産業務 ・事務職員としての業務
普及職員その他の農業技術職員の養成・ 研修施設(「農業講習施設」を含む。)	・教員としての業務以外の業務(事務職員等)

2 国、国立研究開発法人又は独立行政法人の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	実務経験に該当しない例
農林水産政策研究所	研究職俸給表の適用を受ける職員としての業務以外の 業務(事務職員等)
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	左記機関でのほ場管理・研究補助 ・左記機関での農場員・研究員助手が行う栽培管理業務・収量調査 ・機械の試作等の研究補助 研究職員としての業務以外の業務(事務職員等)
国立大学法人(短期大学を含む)	・学部生としての研究 ・大学の技術職員が行う付属農場でのほ場管理・栽培 管理や研究補助
植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検 査所、独立行政法人農林水産消費安全技 術センター、旧独立行政法人種苗管理セ ンター、独立行政法人家畜改良センター	・農畜産物又は農業生産資材の検査・検定業務 ・農畜産物・家畜の生産業務 ・事務職員としての業務
農林水産研修所	教務指導官としての業務以外の業務(事務職員等)

3 民間法人等の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属法人等の名称	実務経験に該当しない例
農業協同組合(連合会を含む)	農業協同組合法第10条第1項第1号の業務(営農指導)以外への従事 ①農協、経済連の職員が行う経済事業(販売事業・購買事業)、労災保険事務 ・米、麦、大豆、青果物、花きなどの集荷・出荷・販売業務 ・生産資材等の購買・店舗・配達業務 ・ライスセンター、育苗センター等の事務 ・出荷計画の取りまとめ、消費宣伝会等の事務 ・労災保険の事務 ②農協が行う施設の運営・管理、広報、部会・協議会の運営業務 ・乾燥調製施設、集出荷施設、堆肥施設の運営・管理 事務 ・広報誌の発刊事務、新聞の通信員 ・青年部・婦人部・女性部会の運営事務 ・広報誌の発刊事務、新聞の通信員 ・青年部・婦人部・女性部会の運営事務 ・大壌分析センターで行われる土壌分析やデータ整理 (ただし、分析結果を用いて、農業者に直接指導を行っことまで含まれる場合は、実務経験に該当する業務

	とみなされます。) ③経済連が行う中古農機の評価指導、展示会の開催・ 運営、農業機械の販売を主とした業務 ・農協職員に対する中古農業機械の評価指導 ・中古農業機械展示会の設置・運営 ・低コスト農業機械の単なる販売指導 ・農業機械の早期予約購買の斡旋指導
公益社団法人中央畜産会、都道府県畜産会	畜産農家に対する経営技術指導(畜産コンサルタント)以外への従事(事務職員等)
鯉淵学園農業栄養専門学校 八ヶ岳中央農業実践大学校 日本農業実践学園	・専ら教養科目を担当する教員 ・事務職員等
私立大学(短期大学を含む)	・学部生としての研究 ・大学の技術職員が行う付属農場でのほ場管理・栽培 管理や研究補助

4 その他

 $1 \sim 3$ のほか、以下のような経歴も実務経験に該当しないので御注意ください。

所属期間等の名称	実務経験に該当しない例
都道府県農林事務所	畑地灌漑にかかる利用指導 ・県農林事務所での畑地灌漑にかかる水利用指導、水 利用組織の育成
市町村農業技術(研修)センター	市町村農業技術(研修)センターでのほ場管理、研究 補助 ・市町村の農業技術(研修)センターでの試験ほ場管 理、土壌分析データ整理事務